

基本目標3 仕事と生活の調和が実現した社会

(目指す姿)

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりが健康でよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指して働き方改革が進む中、残業が減るなど働きやすくなったと感じる労働者も増えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが成果を上げています。

一方で、平成30(2018)年度の「市政に関する意識調査」では、共働きである・ないにかかわらず、主に家事を担っていると回答した女性は約8割に達し、育児についても女性が主に分担するなど、依然として家事・育児が女性に偏っている状況がうかがえます。

配偶者（パートナー）がいる家庭の役割分担（家事） (%)

		主に自分	同（自分と配偶者が 一緒にパートナーが	主に配偶者（パートナー）	主に配偶者以外の家族（パートナー以外の家族）	家族以外の人に依頼	あてはまらない	無回答
全体		49.5	12.1	35.3	1.1	0.3	0.8	1.0
女性	女性計	82.6	10.5	3.4	1.3	0.4	0.6	1.3
	共働きである	80.5	13.6	2.5	1.3	0.4	1.1	0.4
	共働きでない	85.3	6.5	4.5	1.1	0.3	—	2.3
男性	男性計	4.5	14.1	78.6	0.9	0.2	1.0	0.7
	共働きである	4.1	19.2	74.9	0.4	0.4	1.1	
	共働きでない	4.9	9.7	81.9	1.3		1.0	1.3

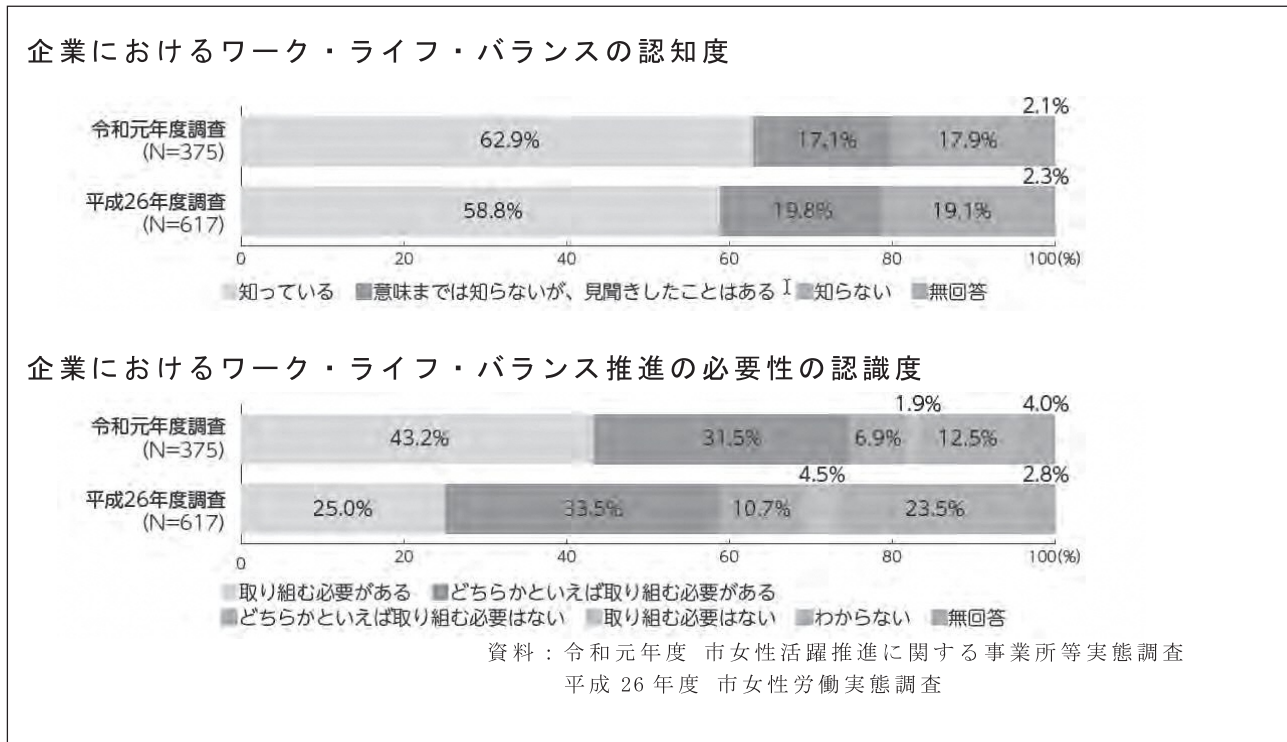
資料：平成30年度 市政に関する意識調査

また、男性の育児休業の取得については、低水準ではあるものの増加傾向にあります。民間調査によると、育児休業を取得した男性の3人に1人が、1日に2時間以下しか家事・育児をしていないという、いわゆる「とるだけ育休」が問題になるなど、その中身・質の向上が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性だけでなく男性にも優しい社会へとつながるものであり、変化しつつある男性の意識をさらに向上させ、行動の変容へとつなげていくため、家事・育児、さらには介護などの家庭生活に加え、地域活動などにおいても、男性が積極的な役割を果たすよう、地域や市民団体、企業などと連携しながら取組みを進めま

す。

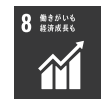
また、企業にとって、優秀な人材の確保、定着、意欲の向上、最終的には業績の向上へと結びついていくものと考えられ、大きなメリットがあります。令和元（2019）年度の「市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」において、ワーク・ライフ・バランスについての市内事業所の認知度は、62.9%に留まっているものの、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みの必要性に対する意識は5年前の前回調査から大幅に増加しており、機運が高まっている状況にあります。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークやICTの活用などによる、これまでのやり方に囚われない働き方に対する意識が高まりつつあります。今後、育児や介護に加え、ダブルケアや本人の病気治療など、仕事との両立の支援を要する様々な理由を抱えた労働者が一層増えることも予想される中、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業への働きかけなどの啓発を進めていくことが必要です。

基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会

[福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)]



施策の方向 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ◆男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の普及を促進するために、啓発や支援を進めます。
- ◆男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に取り組みます。

34 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○企業の経営者などに対し、先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案により啓発を行い、長時間労働の改善やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組みを支援します。	○ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） ○企業向け講演会、セミナー ○テレワークセミナー ○男性の育児休業取得促進	市民局
	○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業	経済観光文化局
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている企業を対象に、計画策定の支援を行います。	○一般事業主行動計画策定支援	市民局
○毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組めます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

35 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

具体的施策の内容	事業名	担当局
○育児・介護休業法や労働基準法など関係制度について、広報・啓発、情報提供に努めます。	○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局
	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

36 市役所における意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づく、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進するとともに、研修などを通じた意識啓発に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランスに関する研修 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局

37 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、結婚、出産などの機会を捉え、男性にも共感できる意識啓発に取り組みます。	○家事・育児シェア	市民局
	○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
	○「これからパパとママになるあなたに」城南区オリジナルリーフレットの母子健康手帳交付時配付	区役所(城南)
○アミカスや地域など、様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組みを進めます。	○ワーク・ライフ・バランス推進講座 ○共創自治協議会事業 ○公民館における男女共同参画学習講座（主に男性を対象とするもの）	市民局
	○校区における男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

38 男性相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談の充実を図ります。	○男性のための相談ホットライン	市民局

施策の方向 2 子育て・介護支援の充実

◆保育サービスや地域における子育て支援、介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりを進めます。

39 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○保育需要に的確に対応するため、多様な手法により保育の提供体制を確保します。	○保育所等整備の推進 ○企業主導型保育促進事業 ○幼稚園2歳児受入れ促進事業	こども未来局
○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。	○延長保育、一時保育、休日・夜間保育 ○病児・病後児デイケア事業 ○一時預かり事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業） ○特別支援保育（さぼ〜と保育）事業 ○留守家庭子ども会	こども未来局
○ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。	○子育て支援コンシェルジュ	こども未来局

40 子育て支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。	○子どもプラザ ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て交流支援事業 ○地域子ども育成事業 ○区子育て支援推進事業	こども未来局
	○公民館における主催事業の実施（乳幼児ふれあい教室、子育てサポーター養成講座） ○世代ギャップ解消支援	市民局
	○子育て支援に関する主催事業	区役所(城南)
○社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

<p>○託児付で事業を実施し、子育て中の男女の支援に努めます。</p>	<p>○アミカスにおける託児の実施</p>	<p>市民局</p>
<p>○各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化します。</p> <p>○子ども家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。</p> <p>○こども総合相談センターにおいて、必要な体制を確保し、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係不良の深刻化などに関する専門的な支援・介入に取り組みます。</p>	<p>○区子ども家庭総合支援拠点</p> <p>○子ども家庭支援センター</p> <p>○こども総合相談センター</p>	<p>こども未来局</p>
<p>○妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させ、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などにより児童虐待の再発防止に取り組みます。</p>	<p>○児童虐待防止事業</p> <p>○虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等）</p> <p>○産前・産後母子支援事業</p> <p>○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）</p>	<p>こども未来局</p>
<p>○関係機関の連携により、支援を要する児童への支援や、虐待防止に向けた広報、啓発活動などに取り組みます。</p>	<p>○要保護児童支援地域協議会等による支援</p> <p>○子ども虐待防止活動推進委員会による活動</p>	<p>こども未来局</p>
<p>○妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者等が安心・安全に外出することができるまちづくりを推進します。</p>	<p>○バリアフリーのまちづくり推進</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>○公共交通バリアフリー化促進事業</p>	<p>住宅都市局</p>
<p>○住宅困窮度の高い子育て世帯が市営住宅に入居しやすくするための取り組みを行います。</p>	<p>○市営住宅における子育て世帯優遇措置</p>	<p>住宅都市局</p>

41 介護支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な総合相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>○介護保険事業 ○地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス ○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業） ○ふれあいネットワーク事業 ○ふれあいサロン</p>	<p>保健福祉局</p>
<p>○働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、相談・支援を行います。</p>	<p>○働く人の介護サポートセンター事業</p>	<p>保健福祉局</p>